

令和4年 第4回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年4月15日(金)午後2時30分 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作
中村金夫 横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純
山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 袴田博子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
秋山尚司 吉山和志 渡邊光二 青木善敬 刑部智美

4. 審議事項

第24号議案 農地法第3条の規定による許可について
第25号議案 農地法第4条の規定による許可について
第26号議案 事業計画変更承認申請について
第27号議案 農地法第5条の規定による許可について
第28号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第29号議案 農用地利用集積計画の決定について
第30号議案 令和4年度事業計画について

5. 報告事項

報第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第27号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可競売)
報第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第29号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第30号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属されました職員4名につきまして、自己紹介させていただきます。

(配属職員自己紹介)

以上、よろしくお願ひいたします。それでは、只今から令和4年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ22名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。議席番号10番袴田博子委員が欠席、議席番号17番中安千秋委員が少し遅れています。

また、会議中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは第4回総会にお集まりいただきましてありがとうございます。只今事務局の方から紹介がありましたが、新たに4人の職員を迎え入れるということで皆さんと一緒に頑張っていきたいなと思っております。4月の行政の年度初めと言うことで皆さんご存じと思いますが、数字的なことをご紹介させていただきたいと思ひます。職員でございますが、非正規を含みまして農業委員会が40名と言うことで、私たち農業委員が24名、推進委員が37名、調査委員が124名ということで、合計185名で浜松の農業委員会活動を行っております。その中で数字的には多いですが21調査会と言うことで、それが地区ごとに配属されておりますので一つの調査会あたり6名から10名ぐらいという形で日々活動しているということをご紹介させていただきたいと思ひます。また、年度初めと言うことでもう一つホットな話題でございますが皆さん気になっていることと思ひますが、区の再編がほぼ内定をしていると思っております。時期は分かりませんが2年後の令和6年ちょうどその時に区の再編が始まるということで、私たち農業委員会が区の再編によって何か問題事があるのかという風に皆さん感じている方がいらっしゃると思ひますが、今の時点で分かる範囲ということでお聞き願ひたいと思ひます。これは決定事項ではありません。私が知っている範囲内の情報として皆さんにお聞き願ひたいと思ひます。一番大事なことが、北区役所が無くなってしまふということですが行政区は細江に残ります。ですので、毎月の総会は今まで通り本庁、北区役所の会議室、若しくは、みをつくし文化センターのような形、浜北区役所ということでぐるぐる3か所を回っていくということで会場自体は変わらないと思っております。また三方原地区が今の中区に編入と言う形になりますが、これも皆さんご存じのように私たちの地区調査会の区切りは連合会単位でやっておりますので、連合会が変わらない限りは区が変わろうと今の調査会のシステムはまるっきり一緒という考えで結構ではないかと考えております。一番気になっている所ですが、北区役所が無くなってしまふと今の北区役所の業務がどのようになるかと考えられますが、これはこの時点で何とも言えませんがおそらく行政側も市民の皆さんに迷惑を掛けるわけにはいかないということで、何らかという形で北区役所に窓口等を残していただけるのではないのかなと思ひますが、これは何とも言えることではないですが行政側としては市民に迷惑を掛けないと約束してありますの

で、その辺も今まで通り問題なくいくのではないかと思いますので、話の終わりには何も問題なく今まで通りと言うことでもし区の再編があっても同じように皆さんとこういう形で活動していけるのではないかと考えていますのでご報告したいと思います。そんなわけで私のあいさつは簡単でございますが終わりにさせていただきます。

それでは只今から、令和4年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号22番の伊藤安子委員、議席番号23番の小柳守弘委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第24号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第24号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号86番外16件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が12件、贈与に係る案件が5件でございます。それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「湖東」、整理番号89番は売買に係る案件でございます。譲受人は、西区湖東町の■■■■■、77歳でございます。■■■■■は西区湖東町を中心にショウガ・馬鈴薯を耕作しておりますが、この度、譲渡人から申請地を買取って欲しい旨の申し出があったため、それに応じ営農地の規模拡大を図ることとしたものでございます。申請地は、西区湖東町の畑、1筆で、取得後は生姜・馬鈴薯を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案2ページ、地区「芳川・五島」、整理番号91番の売買に係る案件でございます。譲受人は、南区瓜内町の■■■■■、41歳でございます。■■■■■は南区江之島町を中心に白羽町、田尻町等で玉葱を耕作しておりますが、この度、譲渡人から申請地を買取って欲しい旨の申し出があったため、それに応じ営農地の規模拡大を図ることとしたものでございます。申請地は、■■■■■の田畑、合計12筆で、許可後は、玉葱、サツマイモ、ブロッコリー、水稻を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

松島 調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 91 番ですけれども、単野町だけ審議対象で、調査会では特に影響ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松 島 河輪・五島・白脇地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 24 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

青 木 今月の申請案件は、地区「白脇」、整理番号 25 番外 3 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 2 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件は、25 番、26 番です。また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

松島 調査会で協議した結果、特に問題ないということでございます。

議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第25号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第26号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案7ページをご覧ください。第26号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。

吉山 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画期間を延長する「目的変更」が3件でございます。議案7ページ、地区「積志」、整理番号7番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である[]です。申請地は、[]に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市土木工事のための仮設事務所・駐車場・資材置場等の敷地として、令和3年12月15日から5か月間、一時的に転用する計画でした。その後、浜松市との間で工期の変更契約をしたため4ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案8ページ、地区「入野」、整理番号8番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である[]です。申請地は、[]に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、静岡県河川工事のための仮設事務所・駐車場・作業場等の敷地として、令和2年8月17日から1年9か月間、一時的に転用する計画でした。その後、静岡県から新たな追加工事の発注を受けたため、1年間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事

が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

議案 8 ページ、地区「都田」、整理番号 9 番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請地は、[] に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市土木工事のための仮設事務所・駐車場・資材置場等の敷地として、令和 4 年 1 月 14 日から 4 か月間、一時的に転用する計画でした。その後、浜松市との間で工期の変更契約をしたため 2 ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見もないようですので、第 26 号議案「事業計画変更承認申請について」は、議案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第 27 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議長 議案 9 ページをご覧ください。第 27 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。それでは担当から説明いたします。

吉山 議長 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 225 番外 44 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 34 件、事業用の建物関連が 3 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 4 件、太陽光発電が 2 件、宗教施設が 2 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 15 件、第 3 種農地が 27 件でございます。なお、是正案件は整理番号 269 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

議長 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、[] 委員はご退室をお願いします。
([] 委員 退室)

議長 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

吉山 議長 議案 9 ページ、地区「中央」、整理番号 225 番をお願いします。

中区和合町の田畑 1,798.10 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は中区元城町に主たる事務所を置き、[] です。この度、既存の宅地部分に新しく児童発達支援センターを建設することになり、職員用駐車場を確

保したく申請に至ったものでございます。申請地は[]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、職員64台分の駐車場を設ける計画で、規模は適正と認められます。排水計画は、敷地内集水桝から地先水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局に説明に続いて、地区調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。中央地区調査会の松澤委員から、ご報告をお願いします。

松 澤 この件は呼び出し案件でありまして、事業者より説明を受けました。職員の駐車場と言うことで申請がありましたが、まだまだ駐車場としては不足している説明を受けました。協議した結果、特に問題はありません。

議 長 只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第27号議案「農地法第5条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当事案につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。それでは、[]委員はご入室をお願いします。
([]委員 入室)

議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

吉 山 続きまして、議案10ページ、地区「笠井」、整理番号229番をお願いします。

東区笠井新田町の田4,052㎡について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、東区笠井新田町に本社を置き、[]です。廃業した下請け業者に発注していた業務の内製化を図るため、工場を新設したく申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、作業場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われる。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切壁を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ地先水路へ制限放流し、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、

一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「赤佐」、整理番号 266 番をお願いします。

浜北区尾野の田 5,287.51 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、浜北区根堅に本社を置き、[REDACTED] です。今後の更なる事業拡大を図るため、工場を新設したく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松澤議長 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 松島議長 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、積志調査会の平尾委員からお願いします。
- 平尾議長 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加茂議長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江間議長 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中村議長 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
- 足立議長 244 番から 3 件につきまして調査会において特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 松島議長 調査会で協議した結果、特に問題ないということでございました。
- 松島議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根木議長 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 松島議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員のからお願いします。

山 中 細江地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の2件のうち266番について事務局からの報告はあのようなことでしたが、呼び出し案件で慎重な議論をさせていただきました。とりわけ我々がこのような工場進出について気を使い、あるいは関心を持っているのは周辺農家のやる消毒が工場従業員の車に掛かるトラブルを避けることが1点、もう一つは緑地帯の考え方について調査員の人達含めてご質問頂いてこのところについての事業者からの説明をきちっと受けたということでございます。結果としてはそのようなことに気を付けて事業を進めますということでしたので問題ないということにいたしました。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答)

森 島 1点だけお願いします。229番笠井新田の[REDACTED]、4,052.00㎡ここで「緑地は調整池を兼ねる」という記載がございます。緑地が調整池を兼ねるという考え方はおそらく他法令、都市計画法の概念かなと思いますが、我々農地法あるいは農業委員会法の範囲はあまり出るなど言われているけども他法令について全く関係ないわけではないので、都市計画法の中で「緑地は調整池を兼ねていい」という風になっている論拠がどのあたりにあるのか教えて欲しいと思います。

議 長 それでは事務局。

縣 先ほどの森島委員のご質問ですけど、この度の転用の計画の中に「緑地は調整池を兼ねる」ということになります。都市計画法の開発基準、そちらの方に緑地兼調整池、緑地であっても調整機能を兼ねる、今回につきましては482.38㎡と調整機能があるということで開発基準を満たしているという聞いておりますので、問題ないと考えております。以上でございます。

森 島 もう少し素人でも分かるような議論をしたいと思いますが、水を調整する機能があると482㎡あるということだけでも、全体として4000㎡で1割ぐらいの湛水機能を持った緑地帯であれば調整池を兼ねることができるという考え方なのか分かりやすく説明してください。

木 下 今回の整理番号229番の関係の「緑地及び調整池」になりますが、こちらの方、緑地全体を駐車場、その部分に見切りを設置し雨水が出た時には調整機能を持たせる、分か

りやすく説明すると駐車場に雨水が貯まるという形になります。そういった機能を持たせているので緑地兼用と言うことになります。

森 島 そうすると「基本的に緑地と調整池は兼ねる」そういう概念がこれから一般化するというのでいいですか。

木 下 今回こちらの会社がそのような計画をされていることになりますので、当然単独の調整地を作る会社もありますし、そうでない会社もいらっしゃいます。今回こちらの会社は兼用と言うことでございます。

森 島 ケースバイケースの話を知っているのではなくて、概念として「緑地帯が調整池を兼ねる」ということが一般化することはありえるのかということですか。

木 下 調整地は単独でなければいけないという決まりはありませんので。

森 島 分かりました。つまり、「緑地は調整池を兼ねる」ことで、全体として湛水能力を持っているのかどうかを検討されるというか、「構造敷地の中で水を湛水できるだけの機能さえあれば緑地でも調整池であろうとどっちでもいい」という考え方だと思うのですね。ここがやっぱり問題だと私は思うのですが、緑地の整備は何のために必要であったのかということ。つまり、工場を進出させることによって環境に対する負荷が当然心配されたわけで、だから「従来のような緑地をきちっと取りなさいよ」という概念が取り込まれたと僕は思うんだけど、「水さえ貯められればいい」という、都市計サイドの考えだと思うんだけど、やっぱり農業委員会としては周辺農地にかかわる負荷のことも考えると、「緑地は緑地としてしっかり確保して欲しい」と今すぐ返事をしてとまでは言いませんが、そういう議論は必要ではないかと提起しておきたいと思います。

議 長 今あったこういう話、緑地と言うものが市として考えるという一つの考え方がいいのか、悪いのかではなくて緑地帯を残すのが大事であってそれを市として考えることがいいのかということ森島委員が言っているのではないかなと思うのですが、これは少し法律が都市計の方でうちの方の法律ではないものですから、ここで細々良い、悪いは言えないものですから、そういう話があったということだけ聞いておいてまた何かあった折に都市計の方と協議するという形をお願いしたいということよろしいでしょうか。

森 島 お願いします。

議 長 それでは他にございませんか。

議 長 それでは採決いたします。第 27 号議案「農地法 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 28 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明を願います。

木 下 お手元の議案の 17 ページをご覧ください。第 28 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

吉 山 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被

相続人については、死亡の日まで農業を営んでいたこと、相続人については、相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業を継続すると認められることを、申告期限までに農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号1番、1件でございます。被相続人は、令和3年7月5日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、北区三方原町で被相続人と同居し農業を営む、子の[REDACTED]、65歳です。申請地は、北区三幸町[REDACTED]外1筆の畑7,819㎡です。令和4年3月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しておりますので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第28号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第29号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案19ページをご覧ください。第29号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

刑 部 それでは、お手元の議案19ページをご覧ください。それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和4年度第1回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和4年4月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計300筆、232,281.5㎡の内訳でございます。今回は、笠井地区での10筆をはじめとして、計23地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

1ページから29ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31ページは所有権移転を掲載しております。それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。3ページの1番から5番をご覧ください。[REDACTED]です。とびあ浜松農協主催の「パセリの楽園プロジェクト」で農業を学び、今回の申請に至りました。西区白洲町[REDACTED]外4筆の畑、計5,189㎡を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、12ページの71番から76番をご覧ください。[REDACTED]です。南区福塚町の[REDACTED]が令和3年12月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく今回の申請に至りました。南区寺脇町[REDACTED]外5筆の田、計3,736㎡を借り受け、水稻の栽培を予定しております。

次に12ページの77番をご覧ください。[REDACTED]です。西区深萩町の[REDACTED]

■■■■のもとで水稻栽培を学び、今回の申請に至りました。西区大山町 ■■■■の田、1,405 m²を借り受け、水稻の栽培を予定しております。

次に、12 ページの 78 番、79 番をご覧ください。■■■■です。北区都田町の■■■■

■■■■のもとでみかんの栽培を学び、今回の申請に至りました。北区都田町 ■■■■外 1 筆の畑、計 2,143 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、7 ページから 11 ページ、21 ページから 25 ページ 9 番をご覧ください。農地中間管理事業による ■■■■に対する利用権設定が 89 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を■■■■が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第 29 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 30 号議案「令和 4 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明を願います。

木 下 お手元の議案の 21 ページをご覧ください。第 30 号議案「令和 4 年度事業計画について」でございます。担当から説明いたします。

齋 藤 この議案で使用する資料は別冊 2 でございます。お手元にあるかご確認をお願いします。令和 4 年度の事業計画を説明いたします。この計画案は役員・幹事連絡調整会において協議しております。ご承認して頂ければこの事業計画に沿って事業を進めてまいります。本文中、波線を引いてあるところが昨年度からの変更箇所でございますので、そこを中心に説明いたします。1 会議・研修会等の開催については(1)総会の④令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についての審議を 5 月に行います。⑥令和 3 年度農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の向上についての審議を 6 月に行います。これらは「農業委員会による最適化活動の推進等について」という国の通知により、従来の農業委員会活動の点検評価から様式を変更して実施するものです。ただし、今年度に限り一部、旧様式を使用するものもあります。(2)農業調査会、(3)農地銀行支店会議等は昨年度と同様に開催いたします。2 ページに行きまして(6)農業委員・推進委員研修会ですがコロナ禍の状況が続き、先進地への視察が難しい状況でございますので、専門家を講師に迎えての講演会形式の研修会を実施いたします。講師の選定・時期等は今後検討して参ります。委員の皆さまからも講師やテーマについて希望がありましたら、事務局ま

でご提案頂きたいと思います。2 会議・研修会等の参加ですが、関係機関の開催する研修会等についてはその都度ご案内いたします。3 の事務処理業務及び指導事業については(1)から(10)まで昨年と変更がございません。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 30 号議案「令和 4 年度事業計画」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
(報告事項)

議 長 次に、報告事項の第 24 号から第 30 号までを、事務局から報告お願いします。
木 下 議案 23 ページをご覧ください。項第 24 号から項第 30 号までの一覧が載っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
(委員の意見)

森 島 ・人・農地プランについて
議 長 それでは他にございますか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、事務局から連絡がありましたらお願いします。

局 長 ・農業会議情報について
齋 藤 ・市要望に係る回答書について
・「税制要望及び農地利用最適化施策に関する意見」一覧配付について
・農業委員への女性登用の推進について

河 村 ・32 条農地利用意向調査について

木 下 今後の会議予定
・役員・幹事連絡調整会(総会終了後)
・令和 4 年 第 5 回 農業委員会総会

日時 令和 4 年 5 月 16 日(月) 午後 2 時 30 分～

場所 北区役所 3 階 31・32 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 4 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 35 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4 年 5 月 16 日(月)

会 長 松島 好則

委 員 伊藤 安子

委 員 小柳 守弘